

第119号議案

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年11月30日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

都市計画税の税率に係る特例措置を令和8年度まで継続するため、所要の改正を行うものであります。

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例

府中市都市計画税条例（昭和31年6月府中市条例第17号）の一部を次のように改正する。

付則第20項の前の見出し及び同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の付則第20項の規定は、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

参 考

府中市都市計画税条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新	旧
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1～19 省 略</p> <p>（<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例</u>）</p> <p>20 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の税率は、第3条の規定にかかわらず100分の0.2とする。</u></p> <p>21 省 略</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">（<u>施行期日</u>）</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>経過措置</u>）</p> <p>2 <u>この条例による改正後の付則第20項の規定は、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</u></p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1～19 省 略</p> <p>（<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例</u>）</p> <p>20 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の税率は、第3条の規定にかかわらず100分の0.2とする。</u></p> <p>21 省 略</p>